



*Walkable City*  
*Minakama*

# 条例案の概要

(美濃加茂市議会第4回定例会資料)

令和3年11月29日

## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 6 4 号	美濃加茂市部設置条例等の一部を改正する条例について	1
議第 6 5 号	美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3
議第 6 6 号	美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	4
議第 6 7 号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	5

◎ 改正の概要

優先的に取り組む施策や、新たな行政課題に対応する組織の設置を目的として、令和4年4月から実施を予定している機構改革に伴い、美濃加茂市部設置条例、美濃加茂市福祉事務所設置条例及び美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正します。

◎ 改正の主な内容

○ 美濃加茂市部設置条例の一部改正（第1条）

- ・ 健康こども部及び市民福祉部の設置並びに機構改革に伴う事務分掌の見直し（第1条及び第2条関係）

健康・こども・子育てに関する施策の一元化を図り、こどもを産み育てやすい環境の整備を推進するため、健康福祉部を分割し、健康こども部及び市民福祉部を設置します。

健康福祉部の事務分掌を、所管する部ごとに振り分け、健康こども部の事務分掌となる「保育園に関すること。」を「保育園、幼稚園及び認定こども園に関すること。」に変更し、幼稚園に関することを教育委員会から移管します。

経済や環境など、総合的な取組により、ローカルSDGsみのかもを一層推進するため、「環境保全及び公害対策に関すること。」及び「廃棄物及びリサイクルに関すること。」の事務分掌を、市民協働部から産業振興部に変更します。

「定住自立圏構想の推進に関すること。」及び「広域行政に関すること。」の事務分掌について、他の地方公共団体や一部事務組合との連携等を一層強化するため、市民協働部から経営企画部に変更します。

○ 美濃加茂市福祉事務所設置条例の一部改正（第2条）

- ・ 福祉事務所長を充てる職の変更（第3条関係）

美濃加茂市福祉事務所の所長に充てる職を健康福祉部長から市民福祉部長に変更します。

○ 美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正（第3条）

- ・ 事務の執行の委任を取りやめ、市長の執行とする。

機構改革に伴う事務分掌の見直しにより、美濃加茂市放課後児童健全育成事業の執行について、教育委員会から市長に移管します。

また、美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年美濃加茂市条例第29号）に合わせ、字句の整理等を行います。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

○ 経過措置

執行の権限を教育委員会から市長に移管することに伴い、この条例の施行前になされた申請若しくは許可又は許可の取消しについては、改正後の条例による申請若しくは許可又は取消しとみなします。

〔議第 65 号〕

美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：7 頁】

◎ 改正の概要

本市の森林公園である下米田さくらの森園内の一部において、「行楽及びレクリエーションを目的とした野外調理のためだけ」に火気の使用を認めていますが、「火災を起こさないよう注意を払い、良識を持って後片付けを行うとともに、ごみは持ち帰る」という遵守事項が守られないことが多く、森林公園機能の保全を図るために、火気使用を禁止する改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 行為の制限（第 14 条関係）

火気の使用は、みのかも健康の森グルメの丘において指定管理者の指示のもとで利用できるだけとしたため、当該規定を削り、次条以降を繰り上げます。

○ 禁止行為の例外規定（火気使用）の追加（第 15 条関係）

第 14 条を削ったため、グルメの丘で指定管理者の指示に従って火気を使用できる例外規定を新たに規定します。

○ 字句等の整理

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

[議第66号]

美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：10頁】

◎ 改正の概要

○ 法令改正情報

公布される法令	介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）
条例改正に影響する施行日	平成30年4月1日
改正された省令	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
条例改正に影響する条	第131条の10の2

◎ 改正の主な内容

○ 申請者の資格（第3条関係）

現行では、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けるためには、法人であることが必要となっていますが、病床を持つ診療所も指定を受けられることを可能とします。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	①健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号） ②全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）
条例改正に影響する施行日	①令和4年1月1日 ②令和4年4月1日
改正された法令	①健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等 ②国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等
条例改正に影響する条	①第5条 ②第11条、第20条の2、第21条、第32条及び第32条の3

○ 条例改正趣旨

① 出産育児一時金の額について（第5条関係）

出産時の産科医療補償制度について、令和4年1月1日から掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられ、出産育児一時金の支給総額については、現状の42万円を維持すべきとされたため、条例にて規定されている出産育児一時金の金額の改正を行うものです。

② 未就学児に係る均等割額の減額（第11条、第20条の2、第21条、第32条、第32条の3関係）

未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）の均等割額の保険料額について、令和4年4月1日から保険料額に10分の5を乗じて得た額とするとされたため、必要な改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 出産育児一時金の額について（第5条関係）

被保険者が出産した時に支給する出産育児一時金を40万4千円から40万8千円に改正します。

なお、ただし書きで定める加算額について、美濃加茂市国民健康保険条例

施行規則（平成12年美濃加茂市規則第33号）を改正し、1万6千円から1万2千円に減額することで、出産育児一時金の総額42万円に変更はありません。

○ **未就学児に係る均等割額の減額（第11条、第20条の2、第21条、第32条、第32条の3）**

国民健康保険料の均等割額については、年齢にかかわらず1人当たりの額となっていますが、未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）に対する均等割額は10分の5を乗じて得た額に減額します。

世帯全体の低所得者に対する軽減の対象者は、7割軽減、5割軽減又は2割軽減のいずれかの軽減を行った後に、未就学児に対しては更に10分の5を乗じて得た額が均等割額の保険料となります。

軽減にかかる費用については、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1をそれぞれ負担することになります。

◎ **施行期日等**

○ **施行期日**

この条例は、令和4年4月1日から施行します。ただし、第5条の規定（出産育児一時金の額の改正）は、令和4年1月1日から施行します。

○ **経過措置**

・ 令和4年1月1日前に出産した被保険者に係る美濃加茂市国民健康保険条例第5条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によります。

・ この条例による改正後の第11条、第20条の2、第21条、第32条及び第32条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例によります。